

高齢者虐待防止に関する指針

社会福祉法人 長岡福祉協会
介護老人保健施設 サンプラザ長岡

令和6年4月

1. 趣旨

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、提供するサービスの質の向上に努めることとする。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(蹴る・殴る・食事を与えない・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・紐などで縛る等)

2) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言や著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。「そんなことをすると〇〇させない」など言葉による脅迫・「何度言えばわかるの」等、心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等)

3) 性的虐待

利用者に関わらせつな行為をすること、または利用者をして関わらせつな行為をさせること。(性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌やDVDを見るように強いる・裸の写真や映像を撮る等)

4) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定といって放置する・失禁をしていても衣服を取り替えない・栄養不良のまま放置・病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等)

5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。(利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

3. 高齢者虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

高齢者虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり高齢者虐待防

止委員会を設置する。

2) 高齢者虐待防止委員会の設置

(1) 委員会設置の目的

- ①基本指針や行動規範等を職員に周知する
- ②虐待防止、早期発見等に向けた取り組み
- ③虐待防止に関する全職員への啓発・指導
- ④虐待発見時の対応を主導

(2) 委員会の構成員(委員)

施設長(医師)、看護職員、リハビリ職員、栄養課職員、支援相談員、介護職員、介護支援専門員、事務員で委員会を構成する。

(3) 委員会の開催

定期的に月1回開催する。ただし、必要時には随時開催する。

※ (2)の構成員の内、出席可能な委員で委員会を開催する。

3) 虐待防止に関する責務等

(1) 虐待防止に関する統括は施設長および療養部長が行い、責任者は各部署、事業所の管理者(上長)とする。

(2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び高齢者虐待防止委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するため、不適切なケアや苦情等の早期解決など、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

4. 虐待の早期発見等への対応

1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要である。また、地域で生活している利用者のサービス利用時等の様子にも配慮し、疑いがもたれる場合には、家庭訪問や相談支援事業者との連携、さらには、行政への通報を含め迅速に対応することが必要である。なお、虐待とは利用者の権利を侵害する些細な不適切な行為から虐待へとエスカレートすることを十分に認識し、平素から責任者等、利用者・家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることとする。

2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図る。また、行政にも通報・相談することとする。さらには、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努め

ることとする。

5. 職員が留意すべき事項

職員は、介護保険法等の法律や崇徳厚生事業団行動憲章に掲げる「個の尊厳(人権尊重)」を深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、社会福祉法人・介護保険事業所としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要がある。

1) 意識の重要性

- (1) 常に利用者的人格や権利を尊重すること。
- (2) 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること。
- (3) 虐待に関する受止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

2) 基本的な心構え

- (1) 利用者との人間関係が構築されていると、独りよがりと思いつままないこと。
- (2) 利用者が職員の言動に対し、虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- (3) 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、複合的な障がいなどからそれを訴えたり、拒否したりすることができない場合もあることを認識すること。
- (4) 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- (5) 虐待(疑い)を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行なうとともに、責任者に速やかに報告すること。
- (6) 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

6. 高齢者虐待防止のための職員教育・研修

利用者に携わる全ての職員に対して、利用者への虐待防止と尊厳を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

- 1) 定期的な教育・研修を実施する(年2回以上)。
- 2) 新任者に対する虐待防止及び尊厳を尊重したケア励行のための教育・研修を実施する。
- 3) その他、必要な教育・研修を実施する。

7. 利用者への虐待防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設内において いつでも自由に閲覧できる。

附則

令和6年4月1日 改訂